

砂川市規則第5号  
令和5年3月27日

砂川市職員の定年等に関する条例施行規則をここに公布する。

砂川市長 善岡雅文

( 別 紙 )

## 砂川市職員の定年等に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、砂川市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第2条 条例第9条第3項の規則で定める管理監督職は、職員の年齢別構成の偏り等により後任の補充が困難な職において、市長が別に定めるものとする。

### (定年前再任用の選考に用いる情報)

第3条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用（同条の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

### (その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(令和4年改正条例附則第3条第2項の規則で定める職及び職員)
- 2 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第17号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（令和4年改正条例附則第3条第2項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の砂川市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条本文に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に

係る定年が令和4年改正条例第1条の規定による改正後の砂川市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条本文に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 令和4年改正条例附則第3条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条本文に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（暫定再任用の選考に用いる情報）

4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第3項、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項及び第3項並びに令和4年改正条例附則第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項及び第2項の規則で定める情報は、令和4年改正条例附則第4条第1項及び第2項に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び業績評価の総合評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（令和4年改正条例附則第4条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（令和4年改正条例附則第9条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

5 令和4年改正条例附則第9条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（令和4年改正条例附則第5条第2項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（同条第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）（当該職に係る新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

6 令和4年改正条例附則第9条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

7 令和4年改正条例附則第9条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第5項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。